

ぞん  
ご存じですか?

# しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法

ほうりつ  
どんな法律?

この法律は、障害のある人の権利利益を守るための法律です。  
障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとってその虐待を防止することは極めて重要です。

この法律では、障害のある人に対する虐待の禁止、その予防及び早期発見などについての国・地方公共団体などの責務と役割、虐待を受けた障害のある人の保護や支援等について定められています。

また、障害者への虐待を発見した人には、市町村や県への通報が義務づけられています。

しょうがいしゃ  
“障害者”  
とは

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法に規定される障害者と定義しています。

障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定し、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

しょうがいしゃぎゃくたい  
“障害者虐待”  
とは

障害者虐待防止法では、障害者虐待を次のように3つに分類しています。

① **養護者による障害者虐待**  
身近な世話や身体介助・金銭の管理などを行っている、障害のある人の家族・親族・同居人等からの虐待です。

また、同居していなくても、現に身近な世話をしている親族・知人などからの虐待も該当する場合があります。

② **障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**  
障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の従事者等による虐待です。

③ **使用者による障害者虐待**  
障害者を雇用する事業主や事業の経営担当者による虐待、また、他の労働者による障害者虐待を放置することも該当します。

あんしん  
安心して  
ご相談  
いただく  
ために

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています。

通報者や届出者の個人情報などが他へ漏れることはありません。

また、使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこととされています。



# しょうがいひと 障害のある人を ぎゃくたい 虐待から守るために

し  
~知っていますか? しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
障害者虐待防止法~



虐待を受けていても何も言えず苦しんでいる障害のある人がいます。

もしかしたら私たちも、気づかないうちに虐待をしたり、見過ごしたりしているかもしれません。

虐待によっておびやかされる障害のある人の権利を守るために、「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、平成24年10月1日に施行されました。

障害者虐待を身近な問題としてとらえ、正しい知識を身につけることが虐待の防止につながります。

もしかしたら  
障害者虐待かな..

しょうがいしゃぎゃくたい  
障害者虐待について  
相談したい..

こんなときは

す  
お住まいの市町村にある「市町村障害者虐待防止センター」  
または

ならけんしょうがいしゃけんりようご  
「奈良県障害者権利擁護センター」へご連絡ください。

しちょうそんしょうがいしゃぎゃくたいぼうし  
■市町村障害者虐待防止センター（各市町村にお問い合わせください）

ならけんしょうがいしゃけんりようご  
■奈良県障害者権利擁護センター（奈良県障害福祉課内）

でんわ  
電話：〔平日日中（年末年始のぞく）午前8時30分～午後5時15分〕

0742-27-8516（専用回線）

いそ  
※お急ぎの場合は、上記時間以外でも

0742-22-1001（県庁夜間休日代表電話）にご連絡ください。

やかん  
※夜間・休日の場合は、折り返し、障害福祉課から通報者にご連絡いたします。

FAX：0742-22-1814（奈良県障害福祉課）

メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp（奈良県障害福祉課）

※FAX、メールでの通報等の場合、内容の確認は翌開庁日になります。



# ストップ!

# その行為は “障害者虐待”です

# 障害者虐待を 見過ごさないために

# ～早期発見の チェックリスト～

「障害者虐待防止法」では、次のような行為を障害者虐待としています。

虐待をしていても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害のある人自らSOSを出すことができないことがよくあります。しかし、虐待が起こっているときは、実は小さくても「虐待のサイン」が出されていることが多いのです。下記のチェックリストは、虐待の兆候に気づくためのチェックリストです。

## 1 身体的虐待

暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。  
身体を縛りつけたり、医療的必要性に基づかない投薬により  
身体の動きを抑制すること。

**具体的な事例**  
・なぐる・蹴る・たたく・つねる・やけどをさせる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・縛りつける・医療的必要性に基づかない投薬で動きを抑制する など



## 身体的虐待 のサイン

- 身体にやけどや小さな傷が頻りにみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざ、やけどがある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする

## 2 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要。  
(表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。)

**具体的な事例**  
・性交・性器への接触・性的行為の強要・裸にする・キスする・わいせつな言葉を使う、言わせる・わいせつな画像を見せる など



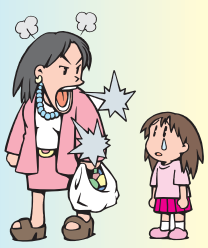
## 性的虐待 のサイン

- 不自然な歩き方をする、座っていることが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

## 3 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって  
精神的に苦痛を与えること。

**具体的な事例**  
・「バカ」「あほ」など障害のある人を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・意図的に無視する など



## 心理的虐待 のサイン

- かきむしり、かみつきのなど、攻撃的な態度がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 自傷行為がみられる
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

## 4 放棄・放任 (ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な  
福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などにより障害者の  
生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと。

**具体的な事例**  
・食事や水を与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・病院を受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する・同居人による虐待を放置する など



## 放棄・放任 のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否する、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない

## 5 経済的虐待

本人の同意なしに、(あるいはだますなどして) 財産や年金、  
賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理  
由なく制限すること。

**具体的な事例**  
・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など



## 経済的虐待 のサイン

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい

## セルフ ネグレクト

※セルフネグレクト(自己による放任)について)  
セルフネグレクトについては、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要である可能性が高いと考えられます。



## セルフネグレクト のサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする

「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人 PandA-J)を参考に作成

\*これらはあくまで例示です。完全に当てはまらなくても虐待がないと判断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。